「積算に関する条件明示書(測量業務編)」

	明示項目				チェック欄		明 示 事 項 (条件及び内容)													
I 単価適用日				必須入力		令和	6	年	4	月	1	日								
Ⅱ積	I 適用する設計業務等標準必須入力				須入力	令和	5	年	10	月	1	日以	以降適用							
Ⅲ 冬期歩掛補正 ●無 ○有																				
IV 抗	Ⅳ 旅費交通費ほか				●有															
	業務内容																			
	連絡車運転		●無	○有	積算上の基地						片道所要時間		間	時間	1					
		建裕甲建転				目	的地					運転日数			日					
		I		●無	○有		ト の 其	tth	交通手段											
	鉄道運賃等				積算上の基地 経由地									◆打合せ回数 ・業務着手時 : 1回						
					経由地									・中間 : 3回						
						目的地		Ш						・成果品納入時:1回						
						職	-		数	贈	捷種		日数	職種	f	日数	_	 職種	日数	/
		1/2	日当	●無	○有				日				日			I	B			日
			白費 旅費)	●無	○有	職	種	E	数日	聙	種		日数日	職種	Ē.	日数	B	職種	日数	日
			30日未満	<u></u>		職	種	E	数	聙	捷		日数	職種	É	日数		職種	日数	攵
		宿泊費	30日以上			職	 種	F	日 B数	賠	战種		日数	職和	f	日数	日	 職種	日数	日
		(滞在日 額旅費)	60日未満	●無	○有	46%	TE.		日				日数日				日			日
			60日以上	●無	○有	職	種	E	数日	聙	捷		日数日	職種	Ē.	日数	日	職種	日数	日
		往復旅行	<u> </u> う時間に	0 -	<u> </u>	職	種	E	数	崩	捷種		日数	職種	É	日数	-	職種	日数	
		かかる直	接人件費	● 無	○有				日				日				日			日
	業務内容																			
	3833771		● 無	○有	積算_	ー トの基	抽				片道	直所要時	間	時間						
		連絡車運転		<u> </u>			的地						重転日数		日	-				
				●無 ○有									<u></u> を通手段							
					積算_	上の基	地													
	鉄道運賃等					経	由地													
			経			由地														
							的均													
		1/2	日当	●無	○有	職	種	E	】数 日		捷		日数日	職種			日	職種	日数	日
			白費 旅費)	●無	○有	職	種	E	1数	鵈	捷		日数日	職和	Ē.	日数	B	職種	日数	日
			30日未満	●無	○有	職	種	E	数日	聙	種		日数日	職種	Ē.	日数	В	職種	日数	
		(滞在日 額旅費)	30日以上 60日未満	●無	○有	職	種	E]数	聙	種		日数	職和	Ē.	日数		職種	日数	攵
			60日以上		○ 有	職	種	E	日 B数	崩	捷種		日数	職種	É	日数	日	職種	日数	<u>日</u> 女
						Πψt.	í£		日 ***	114	h 1.7		日	ひかい てこ	E		日	Udh I=	<u>п</u> ж	日
	往復旅行時間に かかる直接人件費			○有	職	悝		数日	墹	捷		日数日	職種	E .	日数	日	職種	日数	日	
																'				

	明示項目	チェック欄		明 示 事 項 (条件及び内容)								
V 運	搬費	●無	○有									
	資機材運搬	●無	○有	積算上の基地		片道所要時間		時間				
	貝倣প建撇			目的地		運転日数		П				
VI その他の積算条件												

留意事項

- ① 本書に記載する「設計書(参考資料)」は、「単価表まで明示した実施設計書(参考資料)」を示す。
- ② 本書並びに設計書(参考資料)の有効期間は、この業務の入札日までとする。
- ③ 本書に記載する以外の積算条件は、設計書(参考資料)に基づくものとし、設計書(参考資料)を閲覧に供していない場合は、本 書のみが積算条件を明示するものである。
- ④ 本書及び設計書(参考資料)は、発注者の積算条件を示すための資料であり、「入札参加者の自由な価格設定」及び「受注後の業務条件を拘束」するものではありません。
- ⑤ 「冬期歩掛補正」の補正値については回答できません。
- ⑥ 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときには、受発注者が「協議」し、適切な措置を講ずるものとします。
- ⑦ 原則として、明示事項については、誤謬または契約後の条件変更による場合を除き、変更は行いません。
- ⑧ 原則として、本書並びに設計書(参考資料)以外の積算条件に関する質問には回答できません。特に、「設計単価等」の金額に関する質問には、回答できません。

交通費の算定について

交通費として、バス運賃を計上する場合の運賃の積算については、山形県県土整備部整備部が定める設計業務等標準積算基準書及び同(参考資料)に基づき、以下のとおりとしております。

- ・往復割引がある場合には、往復割引後の運賃(税込み)から片道分の運賃(税込み)を算出。
- ・片道分の運賃(税込み)から消費税相当額を控除し、円未満を切捨ての上、1円単位で片道分の運賃(税抜き)を計上。